原議保存期間30年 （平成56年３月31日まで）

各都道府県警察の長　殿
（参考送付先）
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙生企発第76号
平成25年７月３日
警察庁生活安全局長

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の施行について（通達）

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第73号。以下「改正法」という（別添参照）。）が平成25年７月３日に公布され、電子メールを送信する行為の規制に係る部分については同年７月23日から、その他の部分については同年10月３日から施行されることとなった（改正法附則第１条）。

改正法の概要及び解釈上の留意事項は下記のとおりであるので、都道府県警察にあっては遺憾のないようにされたい。

なお、この通達において「法」とは、改正法による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）をいう。

記

第１　改正法の趣旨

ストーカー規制法は、平成12年の施行以来、被害の未然防止や拡大防止に大きな役割を果たしてきたところであるが、近年、長崎県西海市において女性２名が殺害される事件が発生して、関係県警察における連携の不備等警察の対応の見直しが必要とされ、また、神奈川県逗子市において、行為者が被害者に対してこれまで規制の対象とされていなかった行為を敢行した後に当該被害者を殺害する事案が発生した。また、ストーカー事案の認知件数も高水準で推移し、平成24年中の認知件数は19,920件とストーカー規制法施行後最多となった。このような実情に鑑み、ストーカー規制法について、電子メールを送信する行為の規制対象への追加、禁止命令等を求める旨の申出及び当該申出をした者への通知等つきまとい等を受けた者の関与の強化、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援の明記、禁止命令等をすることができる公安委員会等の拡大等の措置が講じられたものである。

第２　改正法の概要

１　電子メールを送信する行為の規制（法第２条第１項第５号関係）

拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為が法による規制対象とされた。

２　警告に係る通知並びに禁止命令等に係る申出及び通知（法第４条及び第５条関係）

(1)　警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、警告をしたときは、速やかに、その内容及び日時を当該警告を求める旨の申出

をした者に通知しなければならないこととされ、また、警告をしなかったときは、速やかに、その旨及び理由を当該警告を求める旨の申出をした者に書面により通知しなければならないこととされた。

(2)　都道府県公安委員会（方面公安委員会を含む。以下「公安委員会」という。）は、警告を求める旨の申出をした者の申出によっても、禁止命令等をすることができることとされた。

(3)　公安委員会は、(2)の申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかにその内容及び日時を当該申出をした者に通知しなければならないこととされ、また、禁止命令等をしなかったときは、速やかにその旨及び理由を当該申出をした者に書面により通知しなければならないこととされた。

3　国及び地方公共団体の支援等（法第８条関係）

(1)　国及び地方公共団体が努めなければならないとされるストーカー行為等（法第２条第２項の「ストーカー行為」及び第３条の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）の相手方に対する支援に、婦人相談所その他適切な施設による支援が追加された。

(2)　国及び地方公共団体は、法第８条第１項の支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされた。

4　禁止命令等をすることができる公安委員会等の拡大（法第５条第３項及び法第10条関係）

(1)　禁止命令等をすることができる公安委員会については、警告を求める旨の申出をした者の住所地に加えて、その居所若しくは当該禁止命令等に係る法第３条の規定に違反する行為をした者の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所。以下「住所等」という。）の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する公安委員会まで拡大されることとされた。

(2)　法第５条第２項の聴聞をすることができる公安委員会については、警告を求める旨の申出をした者の住所地に加えて、その居所若しくは当該聴聞に係る法第３条の規定に違反する行為をした者の住所等の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する公安委員会まで拡大されることとされた。

(3)　意見の聴取をすることができる公安委員会については、警告を求める旨の申出をした者の住所地に加えて、その居所若しくは当該意見の聴取に係る法第３条の規定に違反する行為をした者の住所等の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する公安委員会まで拡大されることとされた。

(4)　警告を求める旨の申出をした者の住所地に加えて、その居所若しくは当該申出に係る法第３条の規定に違反する行為をした者の住所等の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する警察本部長等が警告又は仮の命令をすることができることとされた。

(5)　公安委員会は、警告又は仮の命令があった場合において、当該警告又は仮の命令に係る警告を求める旨の申出をした者がその住所又は居所を他の公安委員会の管轄区域内に移転したことを知ったときは、当該警告又は仮の命令の内容及び日時その他当該警告又は仮の命令に関する事項のうち一定のものを移転後の住所又は居所を

管轄する公安委員会に対して通知しなければならないこととされた。

(6)　公安委員会は、警告又は仮の命令があった場合において、当該警告又は仮の命令に係る警告を求める旨の申出に係る法第３条の規定に違反する行為をした者がその住所等を他の公安委員会の管轄区域内に移転したことを知ったときは、当該警告又は仮の命令の内容及び日時その他当該警告又は仮の命令に関する事項のうち一定のものを移転後の住所等を管轄する公安委員会に対して通知しなければならないこととされた。

(7)　複数の公安委員会が禁止命令等をすることができる場合において、一の公安委員会が禁止命令等をしたとき、それ以外の公安委員会は、当該禁止命令等を受けた者に対し、当該禁止命令等に係る法第３条の規定に違反する行為について禁止命令等をすることができないこととされた。

５　検討（改正法附則第５条関係）

ストーカー行為等その他の特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で当該特定の者等に不安を覚えさせるような方法による行為の規制等の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討が加えられ、速やかに必要な措置が講ぜられるものとされ、政府は、当該検討に当たって、当該規制等の在り方について検討するための協議会の設置、当該行為の防止に関する活動等を行ってる民間の団体等の意見の聴取その他の措置を講ずることにより、適切な役割を果たすものとすることとされた。

６　その他

その他所要の規定の整備が行われた。

７　経過措置

(1)　２(1)の通知については、８(1)の日（平成25年10月３日）以後に警告を求める旨の申出を受けた場合における当該警告について適用されることとされた（改正法附則第２条）。

(2)　地方公共団体の条例の規定で、法で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、１の施行（平成25年７月23日）と同時に、その効力を失うものとされ、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例によることとされた（改正法附則第３条）。

(3)　その他必要な経過措置については政令で定めることとされた（改正法附則第４条）。

８　施行期日

(1)　この法律は、１及び７(2)に関する規定を除いては改正法の公布の日から起算して３月が経過した日（平成25年10月３日）から施行することとされた。

(2)　１及び７(2)に関する規定については改正法の公布の日から起算して20日が経過した日（平成25年７月23日）から施行することとされた。

第３　電子メールを送信する行為の規制（法第２条第１項第５号関係）についての解釈上の留意事項

「電子メール」とは、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律

第26号）第２条第１号の電子メールと同様であり、特定の者に対し通信文その他の情報をその使用する通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面に表示されるようにすることにより伝達するための電気通信（有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第２条第１号）。）であって、①その全部若しくは一部においてＳＭＴＰが用いられる通信方式を用いるもの、又は②携帯して使用する通信端末機器に、電話番号を送受信のために用いて通信文その他の情報を伝達する通信方式を用いるものをいうと解される。①にはパソコン・携帯電話端末によるＥメールのほか、Yahoo!メールやGmailといったウェブメールサービスを利用したものが含まれ、②にはＳＭＳ(携帯電話同士で短い文字メッセージを電話番号宛てに送信できるサービスをいう。)が含まれるものと解されるが、例えば、Facebookやmixi等におけるメッセージ機能等のうち上記①又は②に該当しないものであれば、含まれないものと解される。

電子メールの内容は問わないものとなっている。

また、「電子メールを送信すること」については、受信拒否設定をしていたり、電子メールの着信音が鳴らない設定にしたりしているなどのために、個々の電子メールの着信の時点でそのことを認識し得ない状態であっても、受信履歴等から電子メールが送信されたことを受信者が認識し得るのであれば、「電子メールを送信すること」に該当するものと解される。

なお、「拒まれたにもかかわらず」及び「連続して」の解釈については従前のとおりである。

第４　その他

第２の８（１）の日から施行される部分に係る解釈及び運用上の留意事項については別途通知する。